

施設養護との比較から考える家庭養護の重要性

矢内美花

要旨

本稿は、施設養護と家庭養護の比較を通して、家庭養護の重要性を論じる。厚生労働省は2011年7月、「社会的養護の課題と将来像」の発表を皮切りに、「家庭的な生活」の実現を目的として、大型の児童養護施設の小規模化を推進してきた。しかし、施設を小規模化し、子どもの定員を減らすことが、「家庭的な生活」の実現にはならない。むしろ、本当の「家庭」の中で子どもは育つべきだ。なぜなら、施設職員はあくまでも“職員”であり、施設は“職場”であるからだ。さらに、職員の勤務は交代制で、人事異動もあり、職員と子どもの長期的な関係性を結ぶことは容易ではない。その反面、家庭養護の里親では養育者は子どもと同居し、“親”という立場で、より継続的な関係性、愛着関係を結ぶことが可能となる。政府は、子どもの健やかな成長の観点から、家庭養護の推進を急がねばならない。

【キーワード】施設養護、家庭養護、里親、児童養護施設、愛着

目次

はじめに

I 愛着形成とは

II 施設養護に関して

II-1 施設養護とは

II-2 施設養護のメリット・デメリット

III 家庭養護に関して

III-1 家庭養護とは

III-2 家庭養護のメリット・デメリット

おわりに

はじめに

本稿は施設養護¹と家庭養護²の比較を通して、家庭養護の重要性を論じるものである。現在³日本には、親と暮らせない子どもが約4万5千人存在する。これらの社会的養護⁴を必要

1 施設養護には、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホームなどでの養育がある。

2 里親家庭、ファミリーホームで里子として育ててもらふこと。

3 2019年 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ。

4 保護者のいない児童や、保護者に看護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的

とする要保護児童⁵は、児童養護施設等の「施設養護」か、里親家庭のもとでの「家庭養護」で養育されている。しかし、要保護児童の約8割が、乳児院、児童養護施設等の施設に預けられており、家庭養護の下で養育されている子どもたちは約2割しかいない。

2011年7月、厚生労働省から「社会的養護⁶の課題と将来像」が出され、「要養護児童は家庭養護である里親委託を優先して検討すべき」という原則が明示された。さらに、2014年には、要保護児童が養育される場を「①本体の児童養護施設(施設養護)、②グループホーム、(施設養護)、③里親・ファミリーホーム(家庭養護)」の3:3:4とし、十数年をかけて要保護児童を割り当てることを発表した⁷。政府は家庭養護の重要性は理解しているものの、その推進はまた不十分である。政府は、子どもにとっての「あたりまえの生活」を保障するとして「より家庭的な生活の確保をする」ことを目的に、児童養護施設を小規模化したグループホームを増築しているが、グループホームと言えど施設に変わりはない。実際、現場からは、施設の小規模化によって職員の負担が大きく、余裕がなくなっているため、子どもたちに十分なケアが行き届いてないという声も出てきている。このようなグループホームの増築に税金を投入するならば、家庭養護の推進に全力を注ぐべきである。

これまで、社会的養護(施設養護、家庭養護)に関する論文は数多く存在し、様々な角度から論じられてきた。里親制度の必要性(三輪 2014)(園井 2010)や、愛着形成の観点から考察した家庭養護の重要性(山口 2007)は論じられているものの、施設養護と家庭養護との比較を通して、家庭養護の重要性を論じるものはない。

今回、施設養護と家庭養護の比較をするために施設養護であるグループホーム⁸と家庭養護であるファミリーホーム⁹の見学をおこなった。グループホームとは施設養護でありながらも一般的な児童養護施設ではなく、キッチンや居間を中心として子どもの住む個室が4~5個ほどある一般家庭のような施設のことで、ファミリーホームとは一般的な里親家庭より里子の数が少し多い里親家庭のことである。両者は家庭的な空間の中で、養育者の保護下で生活をしている点において形態が酷似しているが、グループホームの養育者はあくまでも職員であり、基本的に子どもと起居を共にしていない。

一方、ファミリーホームの養育者は子どもと起居を共にし、同じ生活基盤を持っている。つまり、グループホームは、家庭養護に近づけた施設養護であるのに対し、ファミリーホ

に養育すること。

⁵ 児童福祉法に基づいた保護的支援を要する児童で、児童福祉法第6条の3第8項に定義される「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」のこと。

⁶ 保護者のいない児童や、保護者に看護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育すること。

⁷ 厚生労働省「児童養護施設等の小規模及び家庭養護の推進について」の通知文より。

⁸ 小規模グループケア・地域小規模児童養護施設が含まれ、児童養護施設よりも少人数で、家庭的な建物。

⁹ 家庭養護の一環で、里親などの養育者の住居において親のいない子どもを養育すること。(一般的な養育里親より多くの子どもを受け入れることができる。)

ームは、家庭養護そのものである。また、子どもにとって、一時的な関わりを持つ職員の存在よりも、親である里親の存在は非常に大きく、人生の支えとなる存在となることが多い。しかし、政府は現在、施設をより家庭的にしようと、施設を小規模化したグループホームの推進に多くの力を注いでおり、家庭養護の推進は二の次になっている。

そこで、本稿は、施設養護と家庭養護の比較を通して、家庭養護の重要性を論じる。Ⅰでは愛着形成についてその意義と社会的養護との関連性を述べ、Ⅱでは施設養護についての説明と、施設養護のメリット・デメリットを論じる。Ⅲでは、家庭養護についてと、家庭養護のメリット・デメリットについて述べ、施設養護との比較を通して家庭養護の重要性を示す。

I 愛着形成とは

はじめに、愛着形成とはどのようなものであるのか、その意味と重要性を述べる。

愛着形成とその重要性

「愛着」とは子どもと特定の他者との間に形成される情緒的結びつきのことを指す。愛着理論を提唱したジョン・ボウルビィ¹⁰によると、「愛着」が健やかな成長を促し、「乳幼児と、母親との人間関係が精神衛生の根本」となる。

例えば、母親、もしくは母親の代わりとなるものとの愛着形成が上手くいった者ほど、人生で待ち受けている苦難困難に耐える力を持ち、母親との愛着形成を通して、他者への信頼を育み、社会性を育てていくことができる。逆に、愛着形成がうまくいかなかった場合、子どもの身体的、精神的発達に支障をきたしてゆく。他人に無関心になる、衝動性や怒りのコントロールができない、適切に自分の気持ちを表現することができないなど、精神的な問題行動を引き起こす上に、成長が遅れたり体調不良になったりなどの問題も出てくる。

つまり、幼少期の愛着形成は、子どもの人間に対する基本的信頼関係を育み、その後の心身の発達、人間関係に大きく影響してくるのである。愛着形成は人間の成長に不可欠なものであるといえる。

愛着と家庭養護の関係性

虐待などによって乳児院や、児童養護施設に入所している要保護児童は、親と分離されている状態、「母性的養育の剥奪¹¹」の状態であり、彼らのケアは非常に急がれる。特に乳

¹⁰ ジョン・ボウルビィ(John Bowlby)1907年2月26日～1990年9月2日、イギリス出身の医学者、精神科医、精神分析家。専門は精神分析学、児童精神医学。教員、児童相談所勤務の経験を持つ。愛着理論をはじめとする早期母子関係理論を提唱した。

¹¹ ボウルビィは母親、あるいは母親代わりになるものが子どもに愛情を注がない場合、一種の「喪失状態」と考えられるため、母性的養育の剥奪と名付けた。

児期、幼児期の幼い子どもの愛着形成は急務であり、一刻も早く家庭養護(里親・ファミリーホーム)へ移すことが必要だ。

ボウルビィによると、母親と分離された乳幼児の反抗・絶望・脱愛着といった感情を軽減させる条件に、①親しい仲間や好きな持ち物、②母親代理者による母性的養育が挙げられている¹²。ここでいう母親代理者は、子どもが一時的に愛着行動をとる人物のことを指し、社会的養護において考えると、里親が当てはまる。家庭養護としての里親が、母性的養育の剥奪をされている子どもたちにとって「母親代理者による母性的養育」を可能にさせるのである。

一方、施設職員が「母性代理者」になれない理由は、①交代制での勤務体系と異動がある点、②職員一人に対して大勢の児童の養育の点にある。つまり、職員は「一人の児童の特定の大人」にはなりえず、十分な愛着形成ができないということだ。

ただし、一点留意しておきたいことは、本稿は施設養護を全面的に否定するものではない。現代の乳児院や児童養護施設は、子どもと職員が愛着関係を築けるように工夫しており、施設を卒業しても頼ってくる子どもは多く存在する。施設の中では、担当制を徹底させるなどの工夫や配慮も成されている。また、施設の職員は責任感を持って、子どもたちに最善を尽くしているのも確かである。子どもによって、施設の方が里親より適していると言えるケースもあり一概には言えない。また、障害を持っていたり、何人もの大人が見ていないと養育が困難な特殊な事情を持つ子どももいる。そのため施設という環境がないと困る児童もいる観点から、施設は必要である。

しかし、施設はあくまで施設であり、家庭とは一線を画すのも事実だ。施設の職員は足りず、十分なケアを子どもたちに施すことが困難でもある。また、交替勤務のために時間帯によって子どもに対応する職員が変わり、異動もよくある。つまり、随時特定の子どものケアをすることが難しい。実際、施設の職員の中には、子どもの養育に適さない人材も多く存在し、「適切な対応をしてもらえなかった」といった子ども自身の証言も数多くあるのも事実だ¹³。実際、質の高い施設であっても、愛着障害が見られるという研究結果もある。データからも子どもたちが施設から家庭に委託される時期が早ければ早いほど、成長と愛着の観点から見て、より良いことが分かっており、施設養護よりも家庭養護の重要性は言うまでもない¹⁴。

反対に、「里親養育」では、24時間体制で、子どもと一つ屋根の下で生活することができ、施設よりも安定した「愛着関係」を築きやすく、子どもを健やかに育てることができる。その他にも、家庭的な生活を知ること、「将来の家庭像」を描くことができるという点や、「自立後の、セーフティネットになる」という利点があげられる。施設を出て、頼れる大人がいないという状況があるということから、普通の子どもより、ホームレスになる確率

¹² 中野(2017)59頁。

¹³ 『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会編(2010)62頁。

¹⁴ フォックス(2014)21頁。

が73.6倍¹⁵もあるという施設の子どもたちにとって、里親という存在は、子どもが18歳になり自立した後でも頼ることができる存在になることが多い。里親は「実家的機能」を果たすと言っても過言ではない。自立したばかりの里子にとってお金や家がなくなって危機に陥った時は、助けてくれる必要不可欠な存在なのである。実際、取材した里親も里子の借金を肩代わりしたり、仕事を続けられなくなって戻ってきた元里子を再び家に呼び寄せて、一緒に住むなど、家族同然で真剣に里子に向き合っているケースもみてきた。まさに、血の繋がりを超えた、親子の信頼関係で結ばれた存在が「里親」であり家庭養護なのである。

II 施設養護に関して

本章では、はじめに、施設養護について説明し、施設養護のメリット・デメリットを挙げる。

II-1 施設養護とは

施設養護には、児童養護施設、小規模グループケア、グループホーム、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設があるが、本章では児童養護施設、小規模グループケア、グループホームについて説明する。

児童養護施設とは、1～18歳未満（必要に応じて0～20歳未満）の、保護者による養育が困難な児童が生活する場であり、子どもが基本的な生活習慣を身に付けたり、社会生活に必要なスキルを得られるよう、支援が行なわれる。子どもの自立に向けた支援とともに、退所した者に対してもアフターケア支援なども積極的に行っている。児童養護施設は全国に605か所あり、25,253人の児童が入所している¹⁶。児童養護施設も入所児童数によって大きさが異なる。児童20人以上の施設を大舎制、13～19人を中舎制、12人以下を小舎制という。

近年児童養護施設の小規模化によって、小規模グループケア、グループホームが増えてきた。小規模グループケアは、1,218か所¹⁷存在し、児童養護施設の敷地内(本園ユニットケ

¹⁵ 2018年10月28日に法政大学市ヶ谷校舎で開催された「貧困研究会第1回研究大会」において、厚生労働省職業安定局就労支援室室長北條憲一氏が「住居喪失不定就労者の養護施設出身者の割合は1割程度」と発表した。2005年国勢調査によると0歳から18歳の児童人口22,699,042人、社会福祉施設等調査報告では、全国の児童養護施設に入所している児童数は30,830人(2005年10月)。養護施設の子どもの児童人口にしめる割合は0.136%(736:1)で、「住居不定就労者」にしめる割合が1割(10:1)ということは、児童養護施設の出身者は一般家庭の児童に比べて73.6倍も「住居不定就労者」になりやすいといえる。(里親連絡会HP参照)

¹⁶ 2017年 家庭福祉課調べ。(厚生労働省2019)

¹⁷ 2016年 家庭福祉課調べ。(厚生労働省2019)

ア)で行うものと、敷地外で行うもの(分園型小規模グループケア)がある。職員は一日 24 時間を 3 人で分担した 8 時間ごとの交代制となっている。(児童の定員 6~8 人、職員 2 人+宿直 1 人)

一方グループホームは全国で 354 か所¹⁸存在し、本体施設の支援下で地域の民間住宅などを活用して家庭的な養護を行うものである。(児童の定員 6 人、職員 2 人+非常勤 1 人+宿直)

児童養護施設は、戦後の孤児院が原型となり、50 人~100 人規模などの大きな施設での集団生活が主流であったが、“一人一人の子どものケアの必要性”から、現代では、小規模施設での養育が推進されている。そのため、小規模施設増築によって、2007 年から 2017 年までの十年間で、児童養護施設の設置数は、1.1 倍、乳児院の設置数は、1.2 倍に増加した¹⁹。しかし、箱だけ作って中身が伴っていないのが問題だ。

政府によると、これらの小規模施設の意義は家庭的養護と個別化を行い、「あたりまえの生活」を保障することにある。子どもの部屋は個室で、家庭的な生活を体験できるように、リビング、キッチンがあり、家族団欒できるような、一般家庭のような家での生活を「あたりまえの生活」としている。しかし、形式的に児童養護施設を小規模化することが家庭的で「あたりまえの生活」を担保できるわけではない。

II-2 施設養護のメリット・デメリット

そこで、本節では、施設養護のメリット・デメリットを要保護児童の発育の観点から論じる。

施設養護のデメリット① 「交代制と人事異動」

施設では職員の交代制と、人事異動があり、「信頼できる大人との一対一の関係性の構築が困難」であるといえる。施設養護の小規模グループケアといえども、一人 8 時間の交代制で、職員の入れ替わりが激しく、特定の職員との信頼関係の構築が簡単ではないのが現状だ。

例えば、子どもが悩みを持っていて、気の合う職員に相談したいときに、その職員がいないことが往々として起こる。また、職員は一人で多くの児童をみているため、ひとりの子どもにつきっきりで面倒を見ることは困難だ。特に児童養護施設にいる子どもたちの大半は、虐待経験があり、親に捨てられた経験があるため、尚更大人との信頼関係の構築が重要なのである。

実際に施設職員の職務経験がある里親 B²⁰も「施設の職員は交代制で、子どもに相談を持

¹⁸ 同上。

¹⁹ 同上。

²⁰ 筆者がインタビューしたファミリーホームの専門里親。過去 30 年以上にわたり、何十

ち掛けられても、次に会うのは数日後になってしまうなど、継続したケアが難しいんですよね。だから里親のほうが面倒を見てあげられる。」と述べていた。

このように実際は施設職員もシフト制で子どもたちを見ているため、ケアは手薄にならざるを得ない。実際に、施設A²¹を見学した時も、職員は一人で、事務作業をしながら子どもの面倒を見たりしていて、施設では、一対一で児童と向き合うことはなかなか難しいのが現状である。施設とは、いわば「学校」のようなところであり、あくまでも施設の職員は、子どもたちの「親」ではなく「職員」にならざるを得ない。

施設養護のデメリット②「愛着障害」

家庭的な環境で育つことが出来ず、愛着形成がうまくいかなかった子どもに多く見られる障害で「愛着障害」というものがある。愛着障害の有病率は子ども全体の2%とされているが、なんとその約4割が要保護児童である。さらに、その約8割が児童養護施設の子どもだ。

一対多の施設の環境の中で育つことで、愛着障害になる可能性は高まると言われている²²。

例えば、乳児は泣くことで、「おなかが空いた」「おむつを換えてほしい」と訴える。しかし、その欲求を無視され続けることで、次第に無気力になり、泣いて誰も呼ばなくなってしまうことが多い。これを「サイレントベビー」と呼ぶ。

具体的には、愛着障害では以下のような行動が見られる。①自らの感情をコントロールすることが困難。②忍耐力や集中力に欠ける。③自傷行為をする。④人の気持ちに共感できない。⑤養育者と他人との区別が出来ず、誰にでもべたべたする²³。また、認知や学業など多くの領域の発達にも影響すると指摘されており、「愛着」は子どもの健やかな発達にとって非常に重要であると言える²⁴。

乳幼児において、実親との関係に問題があったり、生後大半の時間を施設で過ごすなど、家庭的な環境で特定の大人と持続的な信頼関係を築く機会に恵まれない場合、愛着障害が発生する可能性は高い。また、自分の欲求を特定の養育者に満たしてもらい、愛着の絆を作り、大人を信用するということを学んでおかないと、その後の人生において、健全な対人関係の形成が困難になるといわれているのだ。

施設養護のデメリット③「向精神薬の脅威」

特に発達障害等のADHDの子に対しては、精神を安定させるために、施設の職員が向精

人もの里子を育てた経験があり、児童養護施設勤務の経験もある。(筆者取材日 2019年9月27日東京都内)

²¹ 東京都にある児童養護施設(グループホーム)を見学した。(筆者取材日 2018年12月5日)

²² 友田(2019)24-29頁。

²³ 吉田(2009)154-155頁。

²⁴ 坪井(2005)118頁。

神薬を与えるケースもあり、薬漬けにされている子どもたちが施設入所者約3割弱いる²⁵。

「10年前は、ADHDと診断され向精神薬を服用していた子どもはせいぜい1~2人だった。服薬が増えたのは6~7年前から。精神科の医師と連携を図るようになってからだろう。」都内で児童養護施設を運営する施設長は実情を語る²⁶。これは近年大きな問題となっている。実際この向精神薬は、幻聴や幻覚、イライラなどの症状をもたらし、逆に日常生活や、人間関係に悪影響をもたらすのである。施設の職員は、ADHDのような多動性の子どもたちに、薬でもってその症状を押さえつけようとしている例もある。ただ、向精神薬が効果的な作用をもたらすことも、ひとえに否定することもできない。

里親Bさんはこのように語った。「うちの里子も、ADHDなので、お医者さんに処方してもらい、向精神薬を服用させています。服用させると落ち着くことが多く、本人にとっても楽なよう。個人の体調をしっかりと見た上で、丁寧な使い方が必要なのではないのでしょうか。」このように、向精神薬が上手く作用すれば子どもの気分を落ち着かせることも可能で、本人にとっても楽なのだという。里親の様に日ごろから子どもの体調を見、ケアしていれば向精神薬を安全に使うこともできる。つまり、施設での「いつも飲ませているから、とりあえず飲ませる」といった処置が問題であるということだ。

施設養護のメリット①「必要最低限の生活の確保」

施設の一番のメリットは、基本的な生活を維持することができる点にある。施設長、児童指導員・保育士、嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理師、看護師、心理療法担当職員、職業指導員などの様々な専門家がいるため児童の健康や安全は公的な面から確保されていると言えよう。子どもに何かあれば、このような専門家が助けくれるため、安全や健康を守ることができる。食事も栄養士によってきちんと栄養管理がされているため、一般家庭の食事より健康的な食事がとれていると言うこともできる上、病気にかかってもすぐに診てもらえるため、身体的な健康は担保されている。

施設養護のメリット②「同じ境遇の子どもたちと暮らすことができる」

施設では、自分の兄弟や、自分と同じような境遇の子どもたちが集団生活しているため、友人になることもできる。そういった意味で、あまり寂しくないと言った意見もあるなど、寂しくなった時にそばにいる仲間の存在は大きいといえよう。集団生活の中で、寂しさを紛らわすことができたり、同じ境遇の子ども同士ならではの絆を作ったりもできる。

例えば、学校では、マイノリティな存在である要保護児童であっても、施設に帰ってくればマイノリティな存在ではなくなり、同じ境遇の子どもたちに囲まれて孤立しなくて済む。また、集団生活の中でコミュニケーション能力や協調性なども身に付けることができる。

²⁵ 風間(2019)56頁。

²⁶ 同上57頁。

以上、施設養護のメリット・デメリットを見てきた。施設養護では、必要最低限の生活を確保することができたり、同じ境遇の子どもたちの存在が心を支えてくれたりなど、メリットも多い。ただ、愛着障害や向精神薬の脅威など、子どもの人生や成長に大きく影響を及ぼすリスクもある。

Ⅲ 家庭養護に関して

Ⅲでは家庭養護について説明し、そのメリット・デメリットについて論じる。

Ⅲ-1 家庭養護とは

家庭養護とは、里親と、ファミリーホームを総称したものである。つまり、民間の家で里子を養育することである。里親は一度に4人までの里子を預かることができるが、ファミリーホームでは里親家庭よりも多い5~6人の里子を預かることができるという違いがある。

まず、はじめに里親の説明し、次にファミリーホームの説明をする。

里親には4種類ある。①養育里親、②専門里親、③養子縁組里親、④親族里親だ。登録里親は全4種を合わせて、11,730世帯、委託里親数は4,245世帯、委託児童数は5,424人である²⁷。

①養育里親

養育里親とは一般的に「里親」と言われている存在のことである。養子縁組を目的とせず、要保護児童を預かって養育する。期間は子どもによって異なるが原則18歳までの期間となる。数週間や1年以内など短期間委託するなど、ニーズに応じた多様な里親委託も可能である。また、将来的に養子縁組をするケースもあり得る。委託できる児童は4人（実子等を含めた6人）が上限となる。

登録里親数は9,592世帯、委託里親数は3,326世帯、委託児童数は4,134人である²⁸。養育里親には、養育里親手当てが支給される。養育里親手当て(月額86,000円)+一般生活費(乳児月額58,570円、乳児以外月額50,800円)+その他が支給される。

②専門里親

専門里親とは、虐待された児童や非行等の問題を有する児童、及び身体障害児や知的障害児など、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親のことを指す。養育里親よ

²⁷ 2018年 福祉行政報告例。（里親は重複登録あり）（厚生労働省2019）

²⁸ 同上。

りも難易度が高い養育であるのため、以下の要件のいずれかに該当している者が求められる。

- ①養育里親として3年以上の委託児童の養育経験を有すること。
- ②3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること。
- ③都道府県知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力専門里親に委託できる児童の数は2人までで、委託期間は2年。ただし、必要に応じて、委託期間の延長が認められる。

登録里親数は702世帯、委託里親数は196世帯、委託児童数は221人である²⁹。手当も支給され、専門里親に関しては、養育里親よりも多い、専門里親手当(月額137,000円)＋一般生活費(乳児月額58,570円、乳児以外月額50,800円)＋その他が支給される。

③養子縁組里親

養子縁組前提の里親のことを指す。児童が6歳未満の場合は裁判所の審判により、実子扱いでの入籍が可能となる。(民法817条の2)審判は、特別養子縁組を届けた後、6か月間同居しての様子を見たうえで決定される。登録里親数は3,781世帯、委託里親数は、299世帯、委託児童数は299人である³⁰。最終的に養子縁組を目的とするため里親手当はない。

④親族里親

三親等以内の親族の児童の親が死亡、行方不明、拘禁、入院や疾患などで養育できない場合の養育する親族の里親のこと。登録里親数は560世帯、委託里親数は543世帯、委託児童数は770人である³¹。親族のため里親手当ではない。

このように里親には様々な形態があり、「里親」でも子どもと養育者の関係性によってその役割や里親の種類が変わってくるのである。養育里親の人口が圧倒的に多く、委託児童も養育里親の下で養育されている子どもが多いことが分かる。

ファミリーホーム

ファミリーホームは里親養育同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う「家庭養育」の一環として行われ、子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性を養い、子どもの自立を支援することを目的としている。

里親養育では、委託児童は4人までであるが、ファミリーホームは、5～6人の児童を委託することができ、大きな里親家庭のようなものである。養育者は原則、夫婦である養育

²⁹ 2018年 福祉行政報告例。(里親は重複登録あり)(厚生労働省2019)

³⁰ 同上。

³¹ 同上。

者2名と補助者1名(計3名)か、養育者1名と補助者2名(計3名)と定められている。

全国に347か所存在し、委託児童数は1,434人である³²。養育者は、主に養育里親経験者のほか、施設等での養育経験者に限り、24時間365日ファミリーホームで生活することが原則で、生活の本拠地をファミリーホームにしなければならないと定められている。養育者が子どもと起居をともにするなど同じ生活基盤を持つことが、子どもの安心感につながるためだ。養育里親同様、里親手当があり、補助者にも給料が支払われる。

次に、里親委託の意義について紹介する。

里親委託の意義³³

厚生労働省によれば里親委託の意義は以下のように示されている。

- (1) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる。
- (2) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる。
- (3) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる。

家庭養護の一番の意義は(1)「特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる」の「愛着関係」の形成にあると考える。なぜならば、幼少期に受ける養育者の愛情が子どもの人格形成に大きく影響してくるからだ。Iでも記述したように、愛着は生後約2歳までに形成されるといわており、2年間でどのような愛着形成ができたかによって子どもの成長は大きく変わる。

例えば、乳児院³⁴で過ごす2年間で、特定の大人との信頼関係を築くことができなかった場合、愛着障害になる可能性が高まる。入れ代わり立ち代わりで立ち回る職員に対して誰が信頼できる大人であるのか不明確なまま育ってしまうと、その後発達障害にも似た障害が発症することもあり、愛情不足が人間関係の不調や社会的不適合の可能性を高めるのである。

母親の愛情不足が引き起こす問題について、保育現場からは、このような証言も実際にあった。「愛情不足は人間関係や社会不適合が起こる可能性を高めます。信じられるものがないという恐怖心から、劣等感、不信感、自己嫌悪、社会への敵対心、自己憐憫が強くなるようになります。このような思いを強く持っている子どもたちには、母親か、父親の愛情不足が原因であることが多いです。特に、女の子の場合、父親の愛情不足が原因で、

³² 2018年 福祉行政報告例。(里親は重複登録あり)(厚生労働省2019)

³³ 同上。

³⁴ 生後から2歳までの保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設であり、乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ施設のこと。

男性に依存するケースも多く見られ、それゆえに結婚生活が破たんしてしまった例もありました³⁵。」

このような点から、人間にとって、幼少期の愛着関係の形成は非常に重要であるため、日本政府も、要保護児童でも特に乳幼児に関しては施設委託ではなく、里親委託、ファミリーホームでの養育の斡旋を近年推し進めているのである。

以上、家庭養護の重要性、必要性を論じた。

III-2 家庭養護のメリット・デメリット

次に、フィールドワークなどにおける里親、里子の証言をもとに、家庭養護で養育される子どもにとってのメリット、デメリットをまとめる。本章では詳細には記載しないが、子ども一人当たりの年間措置費においても家庭養護は施設養護の半額以下で済むため、コスト面においても優れていることは留意しておきたい³⁶。

家庭養護のメリット①「自分の家族ができる」

里親家庭で暮らすということは“新しい家族”ができることとほぼ同義であるといっても過言ではない。施設は、あくまで仮住まいのようなものであるが、里親家庭は実家的機能を果たす。

一方、施設で育った子どもの多くの例として、18歳の誕生日が来て施設を退所し、就職した後、実親から突然の連絡が来るケースが多くある。子どもたちは何年も施設に放置されていたため、再び実親と暮らせる喜びで、実親と一緒に住み始めるが、その後実親からお金を無心されたり、借金を肩代わりさせられるなど、幼少期から貯めていたお金を奪われるケースも多くあるという³⁷。結果、帰る場所がなくなり、ホームレスになったり、無職で転々とするなど、悪循環に陥る子どもたちも少なくない。しかし、里親がいれば、帰ってこられる家があり、相談できる親がいるので、ハプニングが起きてもしばらく羽を休めて再出発することが可能だ。

里親は、あくまでも育ての「親」である。生みの親ではないが、「親」としての役割がある。実親のことを「パパ、ママ」呼び、里親を「お父さん、お母さん」と呼んで区別している子どもも多い。里親家庭で育つということは、血が繋がっていなくても、家族として育つということである。原則18歳までの養育期間ではあるが、子どもたちが自立するため

³⁵ 現役保育士 A に幼少期の愛情の重要性についての話を伺った。
(筆者取材日 2019年10月20日 東京都内)

³⁶ 子ども一人当たりの児童養護施設(東京都)の年間措置費は4,761,510円に対し、里親養育(東京都)は1,821,024円と、里親養育の子ども一人当たりの年間措置費は施設養育の半額以下である。(公益財団法人日本財団(2018)「子どもの家庭養育のコスト構造に関する調査報告書」10頁)

³⁷ 里親 B の証言より。

の支援は里親次第で継続することもできる。失敗しても戻ってこられる場所があるということは里子にとって非常に重要なことであろう。

家庭養護のメリット②「愛着形成をもとにした健やかな成長」

ファミリーホームの里親は施設の職員とは異なり、異動や交代などはない。子どもにとって、家庭という「自分の居場所」で、自分の「育ての親」と生活できるという大きなメリットがある。自分に一心に愛情を注いでくれる安定した関係性の上で、安心して暮らすことができる。思春期の悩み相談等も、里親がいることで、様々なサポートを得ることができる。毎日家族同然で過ごすことや、子どもの要求に応えるといった事柄の積み重ねによって、良好な愛着形成を基盤として健やかに成長することができるのだ。

厚生労働省が里親に実施したアンケート結果³⁸を紹介しよう。質問は以下の七問で、「全く思わない」を1、「思わない」を2、「思う」を3、「とても思う」を4(満点)として回答を得た。その結果、すべての項目の平均値が3点を上回り、里子の心、体、愛着形成や人間関係の形成力、自分らしさが育まれ、将来の社会生活の自立に向かって成長していることがうかがえる。

①「「現在受託中の受託年数が最長の里子」が今の生活全般に満足していると思いますか。

平均値 3.13

②「「現在受託中の受託年数が最長の里子」の心（感性・安心・自信・善悪・優しさなど）は、健やかに育っていると思いますか」 **平均値 3.18**

③「「現在受託中の受託年数が最長の里子」の身体（体力、運動能力、病気への抵抗力など）は、健やかに育っていると思いますか」 **平均値 3.32**

④「「現在受託中の受託年数が最長の里子」の愛着形成や、人間関係の形成力は、育まれていると思いますか」 **平均値 3.19**

⑤「「現在受託中の受託年数が最長の里子」の自分らしさ・自己表現力・自己決定力は、育まれていると思いますか」 **平均値 3.19**

⑥「「現在受託中の受託年数が最長の里子」は、将来の社会生活の自立（ルールを守る、学習・仕事・家事への意欲など）に向かって成長していると思いますか」 **平均値 3.10**

⑦「「現在受託中の受託年数が最長の里子」は、良い環境（住まい・食事・人間関係・遊

(厚生労働省 (2017) 29 頁をもとに筆者作成)

家庭養護のメリット③「良好な教育環境」

施設と里親の比較をすると、施設より里親の下で育った子どもの方が、大学進学率が高い傾向にあることが分かっている。大半が働きに出る施設出身者の大学進学率は、16.1%で

³⁸ 厚生労働省(2017) 29 頁。

あることに対して、里親家庭出身者は、28.3%と施設出身者より12.2%³⁹も大学進学率が高い傾向にあり、家庭養護における教育水準は、施設養護より高く、よい教育環境が与えられているといえる⁴⁰。また、経済的な面においても、家庭養護の場合里親が負担してくれることも多いため、経済的に融通が利く面は大きい。

次に、家庭養護のデメリットを紹介する。

家庭養護のデメリット①「家庭内養育の不透明さ」

家庭養護は一般家庭内での養育のため、第三者の目に常にさらされている施設とは違い、閉鎖的空間の中での養育になる。そのため、風通しの悪さや、死角が生まれやすいデメリットは否定できない。施設養護に関しては職員が多くいるが、家庭養護での養育者は基本的に2人で、ファミリーホームであっても3人と少ない。

児童相談所職員の委託里親への定期的な訪問の頻度は委託後の経過年数等に応じて設定されており、委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度。その後は年2回程度しかないのが現実だ。

家庭養護のデメリット②「不調⁴¹の可能性」

里親と里子の相性が合わずに施設に戻ってくる子どももいる。このような里親との不調が起きた場合、里子が施設と里親間でたらいまわしされる可能性があり、子どもの心を深く傷つけることがある。特に、一度実親に手放されたたり、捨てられたりしてしまった子どもであるほど、その心の傷は大きく、そのまま退所の年齢まで児童養護施設に居続けるケースもある。このような不調のリスクを少しでも減らすためには、児童福祉司の里親と里子の適切なマッチングが求められる。

特に、最近の傾向として障害を持っている子どもや、過去の虐待経験から精神的に不安定な子どもも多く、マッチングが困難になってきている。その反面、障害を持っている子どもを預かることができる専門里親は普通の養育里親より圧倒的に人口が少ないため、非常にマッチングが難しい。この「専門里親の不足」は里親委託を阻害する大きな原因の一つであるといえよう。この点は今後大いに検討してゆかねばならない。

以上、家庭養護のメリット・デメリットをまとめてきたが、ここまでの二つの比較から、養育環境の違いが浮き彫りになった。施設養護と家庭養護は、「養育者」が根本的に違っており、子どもにとって施設職員は「職員」として、里親は「親」として認識され、そのような機能を果たしている。実際に経済的にも、生活的にもいざとなったら支えてくれるの

³⁹ 2018年 家庭福祉課調べ。(厚生労働省2019)

⁴⁰ 同上。

⁴¹ 施設や里親でのマッチングがうまくいかないことを「不調」という。

は里親の方であり、子どもたちが何か困ったことがあっても、施設の職員はすでに異動してしまっているなどということも多く、いざという時に頼れる存在になるのは、「里親」なのである。施設の職員はあくまでも“仕事”として養育しているが、里親は“親の務め”として養育に当たっている。

おわりに

本稿では、施設養護と家庭養護の比較を通して、子どもの成長の観点から家庭養護の重要性を以下のように論じてきた。本稿のⅠでは、愛着の定義と、意義を説明し、愛着が子どもの心身の発達に必要不可欠なものであることを述べた。Ⅱでは、施設養護のデメリットとして、「職員の人事異動、交代制」「愛着障害」「向精神薬の脅威」、メリットとして、「最低限の生活の確保」「同年代の子どもの存在」を挙げた。Ⅲでは、家庭養護のメリットとして、「自分の家族ができる」「愛着形成をもとにした健やかな成長」「良好な教育環境」が挙げられ、デメリットとしては、「家庭内養育の不透明さ」「不調の可能性」があった。Ⅱ、Ⅲでは、子どもの成長や愛着の観点から「家庭養護」の重要性が明らかとなった。あくまでも職員の立場は、“親”ではなく、“職員”であり、施設養護では、家庭的な生活の実現は難しい。

一方で家庭養護の養育者は子どもと家族同然の生活をしており、本当の「親」としての役割を果たすことが可能である。さらに、里親やファミリーホームに委託される子どもが増えるためには、「里親と里子の適切なマッチング」の必要性が挙げられた。そのため、マッチングの仕事を担っている児童福祉司の資質向上が求められる。適切なマッチングが、家庭養護推進のための鍵となるからだ。また、要保護児童の半数以上を占める被虐待児と障害児を専門的に養育することができる専門里親の養成も大きな課題である。要保護児童における被虐待児と障害児の割合は年々増えており、彼らを家庭で養育する専門里親の需要は高いが、その養成が追い付いていない。

今回、明らかになったことは、家庭養護は施設養護と一線を画すものであること、家庭養護は、親子の愛着関係を構築させ、子どもたちに深い安心をもたらし、子どもたちが、自分らしく生き、健やかに成長できることが分かった。血の繋がりを超えた「親子の絆」が、子どもの成長を支えている。

政府は、施設の小規模化を強く推し進めているが、家庭養護により大きな力を注がなくてはならない。親ではない施設職員が子どもたちにできることは限られており、継続した養育が不可能である点から、養育者としてふさわしいとは言い難い。施設の小規模化が「家庭的な生活」を作るのではなく、養育者と子どもの「愛着関係」と「絆」が“家族”を築くのだ。日本でも家庭養護の大切さが周知されることで、親のいない多くの子どもたちが救われるだろう。今、日本の社会的養護が施設養護から家庭養護へ移行していくことが早急に求められているのである。

参考文献

- 梅澤彩(2004)「里親制度の現状とその現代的課題：里親委託の促進と適切なマッチングの実現にむけて」『国際公共政策研究』9巻1号 87-102頁
- 風間直樹(2019)「子どもの命を守る」『週刊東洋経済』6878号、9号 56 - 57頁
- 公益財団法人日本財団(2018)「「里親」意向に関する意識・実態調査」
[https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2018/12/wha_pro_hap_13.pdf](閲覧日 2020年2月15日)
- 公益財団法人日本財団(2018)「子どもの家庭養育のコスト構造に関する調査報告書」
[<https://happy-yurikago.net/wpcore/wp-content/uploads/2018/06/ce6e459d6a9bb20b3e0b4b397f16a02b.pdf>] (閲覧日 2020年2月15日)
- 厚生労働省(2017)「里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業」報告書
[<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000520434.pdf>] (閲覧日 2020年2月15日)
- 厚生労働省(2019)「社会的養育の推進に向けて」
[<https://www.mhlw.go.jp/content/000503210.pdf>] (閲覧日 2020年2月15日)
- 里親連絡会[<http://foster-family.jp/ikensho/20141106shakaiteki-yogo-keihihikaku.pdf>]
(閲覧日 2020年2月15日)
- ジョン・ボウルビイ・作田勉監訳(2002)『ボウルビイ母子関係入門』星和書店
- 慎泰俊(2017)『ルポ児童相談所 一時保護所から考える子供の支援』NHK出版新書
- 杉山春(2017)『児童虐待から考える』朝日新書
- 園井ゆり(2010)「里親養育の必要性和新しい家族としての養育家族」『活水論文集』第53集 19-40頁
- 坪井裕子(2005)「Child Behavior Checklist/4-18(CBCL)による被虐待児の行動と情緒の特徴—児童養護施設における調査の検討—」『教育心理学研究』53巻1号 110-121頁
- 友田明美(2019)「教育講演 子ども虐待と脳科学：アタッチメント(愛着)の視点から」『LD研究 = Japanese journal of learning disabilities』/日本LD学会編集委員会 編 28巻1号 24-29頁
- 中野明德(2017)「ジョン・ボウルビイの愛着理論—その生成過程と現代的意義」『別府大学大学院紀要』別府大学紀要委員会編 19号 49-67頁
- ネイサン・A・フォックス(2014)講演会報告書「乳幼児期の施設養育がもたらす子どもの発達への影響について“チャウシェスクの子どもたち”～ブカレスト早期介入プロジェクト(BEIP)からの教訓～」
[<https://happy-yurikago.net/wpcore/wp-content/uploads/2015/05/76341639d149a95c399b13c1804f44c1.pdf>] (閲覧日 2020年2月15日)
- 『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会編(2010)『子どもが語る施設の暮らし』明石書店
- みずほ情報総研株式会社(2017)「児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討 報告書」
[<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateiky>]

- oku/0000174956.pdf] (閲覧日 2020年2月15日)
みずほ情報総研株式会社(2017)「ファミリーホームの養育実態に関する調査研究 報告書」
[<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000137330.pdf>] (閲覧日 2020年2月15日)
三輪清子(2016)「なぜ里親委託は進展しないのか?: 里親登録者不足仮説と里親委託児童限定化仮説」『社会福祉学』56巻4号 1-13頁
三輪清子(2014)「里親制度の長期的動向と展望」首都大学東京大学院人文科学研究科 社会行動学専攻社会福祉分野 博士学位論文
山口敬子(2007)「要養護児童のアタッチメント形成と里親委託制度」『福祉社会研究/京都府立大学公共政策学部福祉社会研究会』8号 65-79頁
吉田奈穂子(2009)『子どものいない夫婦のための里親ガイド』明石書店